

インターネット上での模倣品販売対策に関し、サービス提供者と権利者が合意

2011年5月11日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、5月4日、インターネット上での模倣品販売対策に関して、サービス提供者と権利者が署名を行った合意文書（MoU）を公開した。本合意は、インターネット上での商取引の増加を背景に、模倣品の販売がサービス提供者と権利者の双方にとって損害かつ有害であるとの認識のもと、協力して対応するための対抗手段などを明示的に規定する行動指針として位置づけられるものであり、署名を行った者は合意内容に即して誠実に行動することが求められる。

欧州委員会は、2009年9月14日に「域内市場における知的財産権エンフォースメントの強化」と題するコミュニケーションを採択しており、この中で「紛争や訴訟を打開するため、例えばインターネット上での模倣品の販売等の具体的な問題に対して、急速に変化する市場や技術に適応できる自発的な協力関係を発展させることによって、利害関係者同士の連携を構築する。」との目標を掲げたことを受け、利害関係者による会合を開催するなどして調整を行っていた。また、今回の合意のための式典も欧州委員会によって主催された。

サービス提供者には、Amazon 社、eBay 社、PriceMinister 社（楽天グループ）などが含まれ、権利者には、高級ブランド、スポーツ用品、ソフトウェアなどを販売する企業や権利者団体のほか、反模倣品団体も含まれており、合計 34 の欧州の主要な企業や団体によって合意文書への署名が行われている。

本合意文書は、EU および EEA（欧州経済領域）における商標権、意匠権、著作権を対象範囲とし、「通知および削除の手続き（NTD: Notice and Take-Down Procedures）」および「事前および予防の手段（Pro-Active and Preventive Measures）」の2つの主要な行動指針を示している。一方、本合意文書は、あくまでインターネット上での模倣品販売に関するものであって、著作権保護製品の違法なファイル共有への対抗手段は含まれていない。

「通知および削除の手続き」に関しては、権利者が模倣品と疑われる商品をサービス提供者に通知するための手段や、サービス提供者が合理的な時間内にその商品を削除するなどの措置を講ずる責任などについて規定されている。また、「事前および予防の手段」に関しては、インターネット上での模倣品販売を事前に防止するために、権利者は、製造拠点や初期流通段階での模倣品拡散防止、インターネット上での監視、サービス提供者への情報共有などの手段を講じ、サービス提供者は、権利者から提供された情報を考慮した上で、事実関係の確認や模倣品販売の特定および防止などの手段を講じることとされている。

これまで欧州では、インターネット上での模倣品販売に対するサービス提供者の責任を巡って、権利者とサービス提供者との間で紛争や訴訟が生じるケースが増加しており、このような当事者間の取組みによる効果的な模倣品対策の実施が期待される。

－ 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 －

[Stakeholders' Dialogue](#)

－ 合意文書は、以下参照 －

[Memorandum of Understanding \(PDF\)](#)

－ 欧州委員会のコミュニケーション「域内市場における知的財産権エンフォースメントの強化」については、以下参照 －

[欧州知的財産ニュース2009年9～10月号 \(Vol.34\) \(PDF\)](#)

(以上)